

下北地域一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

令和7年3月

下北地域広域行政事務組合

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画対象区域.....	3
第4節 計画目標年度.....	3
第2章 本組合の概況	4
第1節 本組合の沿革.....	4
第2節 自然的特性.....	5
第3節 社会的特性.....	7
第4節 人口及び世帯数の推移.....	13
第3章 ごみ処理行政の動向	15
第1節 国の動向.....	15
第2節 県の動向.....	16
第3節 広域化の動向.....	16
第4節 構成市町村の動向.....	17
第4章 ごみ処理の現状と課題	23
第1節 ごみ処理の現状.....	23
第2節 ごみ排出量の実績.....	32
第3節 中間処理の現状.....	47
第4節 最終処分の現状.....	55
第5節 ごみ処理経費の状況.....	57
第5章 ごみ処理の評価と課題の抽出	58
第1節 ごみ処理の評価.....	58
第2節 課題の抽出.....	69
第6章 人口・ごみ量予測	71
第1節 基本方針.....	71
第2節 人口の予測方法.....	72
第3節 ごみ量の予測方法.....	74
第4節 ごみ排出量の予測.....	76
第5節 ごみ処理・処分量の予測.....	120
第6節 ごみ量の現状予測結果.....	135
第7章 減量化・資源化の目標設定	137
第1節 減量化・資源化の目標設定.....	137
第2節 目標値設定後の計画ごみ量及び処理・処分量の見通し.....	143
第8章 ごみ処理基本計画	157
第1節 基本方針.....	157
第2節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項.....	158
第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	160
第4節 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	162
第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	164

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

近年、廃棄物処理を取り巻く情勢は多様化、複雑化してきており、大量生産・大量消費・大量廃棄から循環型・脱炭素社会への転換が強く求められている。それらを実現するためには、平時から廃棄物の排出抑制、資源化に取り組むとともに、廃棄物の更なる減容化や熱エネルギーの利用を行うなど、様々な観点から対応を推し進めていく必要がある。

国は、このような近年の現状を踏まえ、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、関係法令や個別政策の実行に向けた動きを進めている。

一方、青森県（以下、「県」という。）では、県内における循環型社会形成の形成に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるために「青森県循環型社会形成推進計画」を策定している。最近では令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、一般廃棄物処理の減量化目標や施策の方向性と各主体の役割・取り組みを明確化して、SDGsの目標達成についても方針を示している。

今回、下北地域広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）において策定する「下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下、「本計画」という。）は、平成28年3月に策定した「下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」の策定時から新しく整備された廃棄物関係法令や、本組合を取り巻く一般廃棄物処理に係る現状と課題を整理し、本組合としての今後の一般廃棄物処理の方策に反映することを目的として、改定を行うものである。

改定に当たっては地域特性、将来計画等を踏まえた上で、今後の循環型・低炭素社会の形成推進に向けた処理の基本方針を明確にするとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な方策について検討する。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けを図1-2-1に示す。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村等はその区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、国では「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」を定めている。

したがって、本計画は、国や県、本組合を構成しているむつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の1市1町3村（以下、「構成市町村」という。）が策定した各種計画との整合を図りつつ、「廃棄物処理法」と「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき策定するものとする。

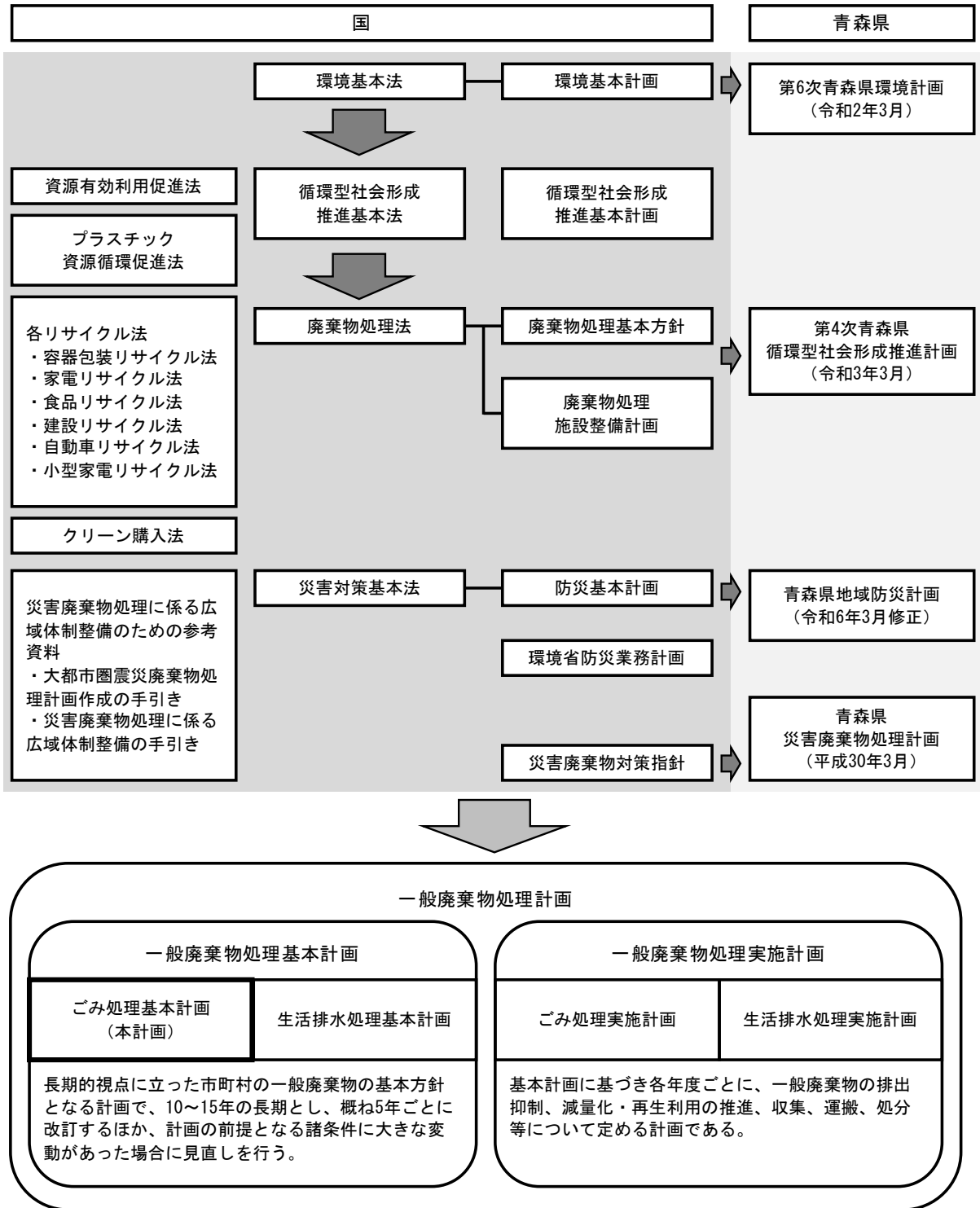


図1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画対象区域

本組合はむつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村の1市3町4村で構成されているが、下北地域一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事務は、1市1町3村を範囲として行っている。

よって、本計画の計画対象区域は、本組合の構成市町村であるむつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の全域（以下、「本地域」という。）とする。

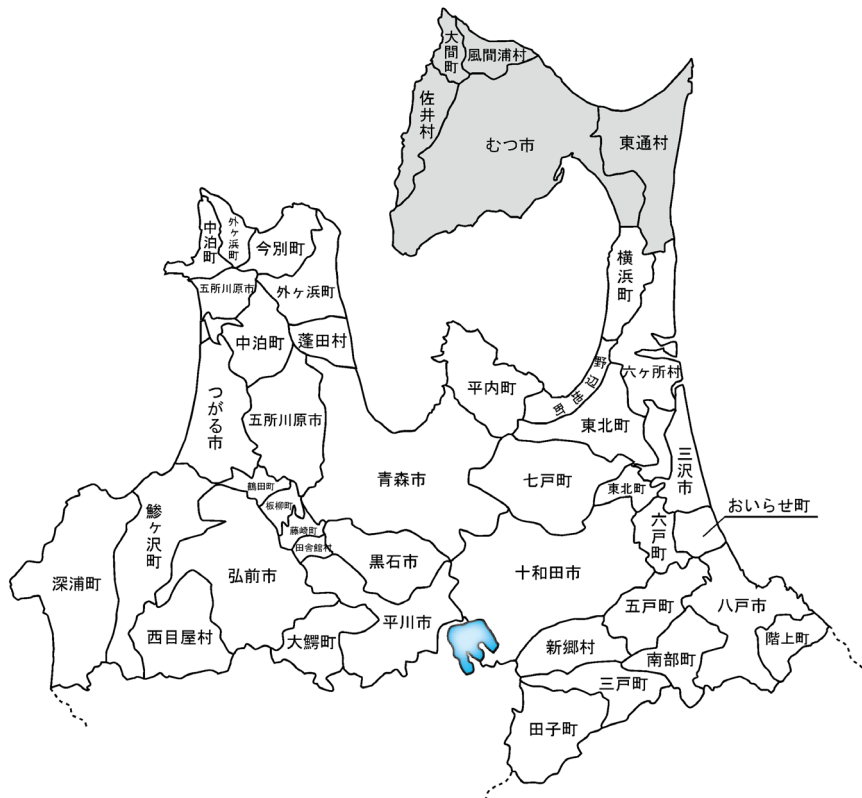


図1-3-1 計画対象区域

第4節 計画目標年度

本計画は長期的視野に立った計画であり、また、ごみ処理基本計画策定指針において基本計画は10～15年の長期計画とされている。

このことから、本計画の計画期間は、令和7年度から令和21年度までの15年間とし、計画目標年度は令和21年度とする。

なお、中間目標年度を5年ごとに設け、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となる諸条件に大きな変動のあった場合は、必要に応じて適宜見直しを行う。

計画期間	: 15年間（令和7年度～令和21年度）
中間目標年度	: 令和11年度、令和16年度
計画目標年度	: 令和21年度